

市民と市長の 地域みらい懇談会

【式見地区】

要望・提案と回答

令和4年7月16日（土）
式見地区ふれあいセンター

市民と市長の地域みらい懇談会【式見地区】

要望・提案一覧

令和4年7月16日（土）開催

※1～6は当日発表

| 要望・提案項目 | | 団体名 | 担当課 | ページ |
|---------|----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------|
| 1 | 相川町四杖町1号線の当初計画通りでの早期完成について | 式見地区連合自治会 | 土木部 土木建設課 | 1～2 |
| 2 | 旧式見中学校跡地の整備について | 式見地区連合自治会 | 理財部 財産活用課 | 3～4 |
| 3 | 小学校の環境整備について | 式見小学校 P T A | 教育委員会 施設課 | 5～7 |
| 4 | 式見小学校の中学校敷地への移転について | 式見地区コミュニティ連絡協議会 子育て・青少年育成部会 | 教育委員会 施設課 ・ 適正配置推進室 | 8 |
| 5 | 市道のカーブ拡幅について | 園田町自治会 | 中央総合事務所 地域整備1課 | 9～10 |
| 6 | 向町地区の消防庫への避難所併設について | 下向自治会 | 防災危機管理室 ・ 消防局 総務課 | 11～12 |
| 7 | 空き家問題について | 式見町下浜自治会 | 建築部 建築指導課 | 13～15 |
| 8 | 道路上の電柱の移動について | 式見町下浜自治会 | 土木部 土木総務課 ・ 消防局 警防課 | 16～17 |
| 9 | 向が丘市道付近の市有地の管理について | 向自治会 | 土木部 土木総務課 | 18 |

回答票
No. 1

式見
地区

【担当部課名】

土木部 土木建設課

要
望
内
容

【団体名】 式見地区連合自治会

【件 名】 相川町四杖町1号線の当初計画通りでの早期完成について

平成9年に着工してから25年が経過しておりますが、地盤の滑り等により工期がかなり遅れております。さらにまだ着工していない箇所にも地滑り箇所があるとのことで、既存の道路へ繋いで計画を終わらせる話がありましたが、式見の将来の発展、活性化等勘案し、限界集落にならないためにも当初の計画どおりに工事を進めていただきますよう要望いたします。

あぐりの丘までバスが通うことで、団地の開発や、企業の誘致等式見の過疎化回避のためのアイディアが提案され限界集落も解消されると考えます。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 駆 旋 6 その他 ()

【回答】

市道相川町四杖町1号線は、国道202号からあぐりの丘までのアクセス機能を確保することにより、交通の利便性と地区の活性化を図るとともに、西部地区の道路ネットワークの形成を図るため、延長2,500m・幅員8.75m(片側歩道)～11.5m(両側歩道)の道路として着手した事業でございます。

現在の整備状況でございますが、平成9年度に事業を開始し、用地買収を先行して行い、平成20年度から道路工事に着手しており、平成26年度には国道202号から旧式見高校入口付近までの520mの区間について、供用を開始し、部分的ではありますが、生活道路としてご利用いただいている状況でございます。

しかしながら、その先の工事区間において工事を進めていましたところ、平成30年7月に擁壁工の施工済み箇所及び令和2年7月に山切り途中の掘削箇所において、大雨による地すべりが相次いで発生しました。

地すべりの原因を解明するために、地質調査や地形判読等の調査を行ったところ、当該地区は過去に地すべりが多く発生していた地区であり、今後の施工予定区間においても、地すべりを起こす可能性があることが判明し、今後当初計画のとおり施工した場合、地すべり対策に要する費用の増加や、完成までの期間が相当延びることから、事業の効果を早期に發揮するため、当初計画ルートの見直しを行い、四杖町の田舎地区の既存市道（市道園田町牧野町線）に接続する計画に変更しております。

また、あぐりの丘までの現道区間の整備に関しては、部分的に現道拡幅をするなど、バスが通行できるような幅員の確保も含め検討し、対応して行きたいと考えております。

いずれにしましても、地域の皆さんには、計画の変更ルートを早期に完成させ、地域の交通の利便性や安全性の向上を図れるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

回答票
No. 2

式見
地区

【担当部課名】

理財部 財産活用課

【団体名】 式見地区連合自治会

【件 名】 旧式見中学校跡地の整備について

令和2年に閉校してから2年が経過しておりますが、グラウンド、グラウンドの法面、グラウンドの花壇、テニスコート跡地、校舎・体育館・プールの周りに雑草が生い茂った状況であります。

旧式見中学校は式見の中心にあり、幼児から高齢者まで式見住民こぞって参加の町民運動会やふるさと祭り、小中学生参加の球技大会、高齢者サロン活動、コミュニティの健康増進活動、式見地区消防団の訓練場所等々、地域のよりどころとして定着しております。そのような場所の現状に触れ地域住民寂しく思っております。

加えて、グラウンドの法面は、周辺住民皆様の生活道路に面しており、草が生い茂り交通の妨げになって重大な交通事故等が起きなければ良いと心配しております。

体育館は国政・地方各選挙時の投票所として、また、災害時の避難所として開設されており、公共性も非常に高い施設でもありますので、使用継続可能な施設として管理保全を強く要請いたします。

要望内容

1 可 能

② 一部可能

3 不 可 能

4 調査検討

5 駆 旋

6 その他 ()

【回答】

旧式見中学校は、現在は普通財産として管理を行っております。

グラウンド及びグラウンドの法面については、毎年除草を行い、今年度は道路に面した樹木の剪定を行うこととしています。

昨年度はグラウンドを中心に除草を 2 回行い、併せて側溝の清掃を行ったところです。

長崎市が所有する普通財産は長崎市内に多数存在するため、優先度を判断しながら長崎市全域の対応をしており、限られた予算ですが、

地域の住民の皆様にご迷惑をかけないように対応を図っていきたいと考えております。

なお、町民運動会やふるさと祭りなど、地域の行事等でグラウンドや体育館の使用を希望される際は、貸し付けることは可能ですので、事前にご相談いただければと考えております。

回答票

No. 3

式見
地区

【担当部課名】

教育委員会施設課

要
望
内
容

【団体名】 式見小学校 PTA

【件名】 小学校の環境整備について

元々、校内の道が狭く、職員や業者の車が通ると、子供たちとの距離が非常に危険でした。さらには、給食センターからの運搬も始まり、校内における子供たちの危険性が上がるのではと考えます。

設備等に目を向けると、校舎から運動場への渡り廊下の老朽化や体育館も5つあるバスケットゴールのうち3つが老朽化で使用できず、復旧の目処もたっていないと聞いています。

現在、式見中学校跡地が手つかず状態ですが、是非とも小学校を旧中学校へ移転していただき、校内の安全面を強化していただいた上、子供たちがのびのびと教育を受けられる環境づくりを要望いたします。

回答内容

- | | | | |
|-------|-----------|--|--------|
| 1 可能 | 2 一部可能 | <input checked="" type="radio"/> ③ 不可能 | 4 調査検討 |
| 5 駆 旋 | 6 その他 () | | |

【回答】

小学校の環境整備のうち、校内の道が狭く車が通行した際に子どもたちとの距離が近く非常に危険とのご指摘につきまして、式見小学校については学校施設内の通行車両に対する安全運転の注意喚起を日頃から行うとともに、給食センターからの運搬に際しては、周辺の道路事情を十分に確認した上で、他校への配送で使用するような大型車両ではなく、ワゴン車タイプの小型車両を使用しており、安全面では最大限の配慮を行っているところで、今年1月から配送を行っておりますが安全に配送でございます。

また、校舎から運動場への渡り廊下につきましては、建築基準法に基づく法定点検のほか市建築課との現地調査を行い構造的な問題はない

の結果だったものの、一部老朽化していることから、令和3年度に改修を実施したところです。バスケットゴールにつきましては、専門業者による点検を実施し、ご指摘のとおり、式見小学校においては点検の結果5基のうち3基を使用禁止としていましたが、使用禁止の原因となるバスケットゴールのフレームと躯体の接続部分を補強したことによって、令和4年6月に使用禁止措置を解除しており、更に今年度中には新しいゴールへの取替えも予定しています。

以上のように、施設等については他校と同様に定期的な点検を実施するとともに、学校からの申請に基づき、適切に修繕等の対応を行っているところです。

旧式見中学校跡地への小学校移転については、以前から地元自治会の皆様からの要望もいただいており、教育委員会としても移転の可能性について調査するため、式見小学校と旧式見中学校の校舎及び体育館の建物の健全性を測る耐力度調査を令和元年11月に実施したところです。

この耐力度調査は、文部科学省が定める建物の構造耐力、経年による機能低下、立地条件による影響の3点から総合的に評価を行うもので、建物の骨組み等が危険な状態にあるかどうか等を調査し、調査結果としては、小学校校舎は基準点を上回り健全な建物と判定され、中学校校舎については基準点を下回る結果となり、建物の構造上、危険な建物であるとの判定がなされております。

のことから、式見小学校の旧式見中学校敷地への移転は、児童の安全安心な教育環境の確保の点から困難なものと考えております。

今後とも、学校施設の適切な維持管理を行い、子どもたちが安全安心で快適に学校生活を送ることができるように教育環境の確保に努めてまいります。

回答票

No. 4

式見

地区

【担当部課名】

教育委員会施設課

適正配置推進室

要
望
内
容

【団体名】 式見地区コミュニティ連絡協議会
子育て・青少年育成部会

【件 名】 式見小学校の中学校敷地への移転について

以下の理由から、式見小学校を、旧式見中学校敷地への移転をお願いします。

- ・式見小学校PTA会員においては賛成でまとまっている。
- ・育成協としては式見中学校の体育館・運動場を使用し行事を行ってきた。

【概 要】 コロナ禍においては行事は中止している。（現在使用していないため管理者不在で老朽化が進んでおり、グランドも雑草が生えわたっている。）
・現在の小学校より中学校のほうが交通の利便性が良い（遠方からの車で送り迎えが容易である。）

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 (3) 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

現在の小学校は、これまで必要な修繕等を適宜実施しながら、長年にわたり特に大きな問題もなく学校運営を行ってきております。旧式見中学校は、現在の小学校より交通の利便性が良く、地域行事等も行いやすい立地条件にあることは認識しておりますが、式見小学校と旧式見中学校の校舎及び体育館の建物の骨組み等が危険な状態にあるかどうか等の健全性を測る耐力度調査を令和元年11月に実施したところ、小学校校舎は基準点を上回り健全な建物と判定され、中学校校舎は基準点を下回り危険な建物であると判定がなされております。

のことから、小学校校舎の方が子どもたちの安全安心上望ましいものであり、式見小学校の旧式見中学校敷地への移転は困難なものと考えております。

回答票
No. 5

式見
地区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備 1 課

要
望
内
容

【団体名】 園田町自治会

【件 名】 市道のカーブ拡幅について

市道カーブの拡幅について、式見～滑石線グラウンド上のカーブだけが狭く、直進幅（6m100）、カーブ幅（4m800）と狭く、朝夕は車が多く、またダンプカーも通るようになり車の衝突事故もあり、人が歩いている時カーブのため、ドライバーが人をはねそうになったと連絡も受けています。非常に危険なカーブになっています。ドライバー・人が安心して通れるようにしていただきたい。

回答内容

- 1 可 能 ② 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 駆 旋 6 その他（ ）

【回答】

ご要望の市道向町滑石線は、朝夕の通勤時の通り抜け等が頻繁にある生活道路であり、また、大型車両の通行にも利用されている状況です。

令和3年度には、路面が老朽化していたため、アスファルト舗装の打換え整備を行いました。その施工時に路肩の堆積土砂等も除去し、一定の車道幅員が確保され通行がし易くなったと考えています。

しかしながら、通行時に歩行者や車との接触の可能性もあるため、現時点における即効性の交通安全対策として、路面標示の色を目立つように橙色を追加するなど速度抑制を促す対策を浦上警察署と連携し講じていきたいと考えています。

なお、ご要望のカーブ拡幅については、拡幅することで走行時の速度超過など安全運転意識が希薄となることも考えられますので、慎重に検討す

る必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

回答票
No. 6

式見
地区

【担当部課名】

防災危機管理室
消防局総務課

要
望
内
容

【団体名】 下向自治会

【件 名】 向町地区の消防庫への避難所併設について

式見川氾濫時、向町地区は近接の指定避難所に避難することが難しく、
【概 要】 向町にある消防団第 26 分団2部格納庫も老朽化していることから、消防
団格納庫と併設した避難所の建設を要望します。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 (4) 調査検討
5 駆 旋 6 その他 ()

【回答】

長崎市においては、避難所を指定する基準として、概ね 1 km以内に指定
避難所が配置されていないことを原則としており、式見地区については、
向町地区から半径 1 km以内に、式見地区ふれあいセンターや式見小学校な
ど複数の施設を避難所として指定しています。

また、消防団の格納庫につきましては、令和4年4月1日現在、市内、
142個所に配置しており、その整備につきましては、耐用年数を原則と
して65年とし、特に痛みが著しいと認められる格納庫から建替えを行っ
ているところです。

消防団第 26 分団 2 部の格納庫につきましては、建設後46年が経過し
ておりますが、不具合箇所を修理することにより長寿命化を図っていま
す。

このようなことから、現時点で、向町地区に消防団格納庫を併設した避

難所を建設することはできませんので、大雨等により長崎市から避難情報が出された場合には、早めに避難行動を起こし、既存の指定避難所等を利用して安全を確保してください。

また、式見川の増水後や夜間に身の危険を感じた場合は、無理に避難所に避難するのではなく、近隣の安全な場所や、自宅内でも崖から離れた2階以上に避難するなどの命を守る行動をとることが必要です。ご自身に合った避難先を事前に考えておくことが重要となりますので、どこに、どのタイミングで、どのような手段で避難するのか日頃から確認していただきたいと思います。

向町地区の安全な避難の確保については、地域において避難訓練や防災講習を実施し、早めの避難行動やマイ避難所の考え方を啓発するとともに、避難所の配置についても地域の方々のご意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと思います。

回答票
No. 7

式見
地区

【担当部課名】

建築部 建築指導課

【団体名】 式見町下浜自治会

【件 名】 空き家問題について

要
望
内
容

現在空家になっている家で、町外に住んでいたり、一人暮らしの人が入院中で不在にしている等、連絡が取れる場合は問題ないと思いますが、台風被害等で放置されたままになり連絡が取れない空家が将来増えた場合、

【概 要】 近隣住民への迷惑や防災上の危険も発生するなど、自治会でも処理できない空家問題と判断します。

つきましては、今後このような問題が発生した場合、行政上の問題として解決策をご指導いただきたいです。

回答内容

1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討

5 駆 旋 ⑥ その他 ()

【回答】

長崎市の空き家対策は、長崎市空家等対策計画に基づき、利用可能な空き家の活用促進や、老朽化し危険な空き家の除却など、空き家の状態に合わせた様々な対応を行っています。

建物の維持管理は、空き家であっても、所有者が適正に管理を行っていただく必要があります。しかしながら、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され老朽化し、周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、所有者を調査し、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、所有者に対して助言や指導を行っております。

昨年度の一年間の空き家に関する問い合わせは約 400 件あり、その内訳は、雑草の相談などの軽微なものが 60 件、除却に関する補助金の相談が 130 件、空き家バンクに関する相談が 40 件、周辺へ悪影響を及ぼしているもので、新たに把握したものが 100 件、以前から指導等を行って

いるものが 70 件となります。

解体などにより、年間に解決した件数は約 120 件ありますが、年々、問題となる空き家の把握件数が増加している状況です。

自治会で問題となる空き家が発生した場合には、地域センター若しくは相談窓口の建築指導課までご連絡ください。

今後とも地域の皆さんと一緒に空き家問題に取り組んで参ります。

なお、長崎市の空き家対策につきましては、次の通りです。

【空き家を活用したいかた】

- ・「長崎市空き家・空き地情報バンク制度」

長崎市に移住を希望する市外在住者へ空き家・空き地の情報を紹介。

- ・「移住支援空き家リフォーム補助金」

移住者向けに空き家をリフォームする費用の一部助成。

- ・「特定目的活用支援空き家リフォーム補助金」

シェアハウスなど地域コミュニティの活性化に繋がる空き家活用のためのリフォーム費用の一部助成。

【空き家を解体したいかた】

- ・「特定空家等除却費補助金」

老朽化し危険な空き家を解体する際の費用の一部助成。

- ・「老朽危険空き家対策事業」

老朽化した危険な空き家のうち、条件を満たすものについて市が解体を行い、跡地を公共空間として整備。

(これらの空き家対策に関する市の取り組みにつきましては、
ホームページに掲載しておりますので、そちらもご覧ください)

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL 095-829-1174 (直通)



回答票
No. 8

式見
地区

【担当部課名】

土木部 土木総務課
消防局 警防課

要
望
内
容

【団体名】 式見町下浜自治会

【件 名】 道路上の電柱の移動について

【概 要】 町内の道路は昔より狭く、軽自動車が通るくらいの道幅しかなく、更に電柱が道路端に立っておりさらに狭くなり、交通の邪魔になり防災上小型消防車等の交通に支障がある。

そのため、電柱位置の移動を長崎市より九州電力へ指導してほしい。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

ご要望の路線は、市道向町式見町1号線であり、同路線については、道路幅員が2.5~2.8m程度となっております。

通常、道路幅員は、大型車も通行できるよう1車線毎に2.5mで整備されておりますが、市道向町式見町1号線のように、幅員を2.5mで整備しても、電柱等の占用により一部区間においては実質的に幅員2.5mが確保できていない場合もあります。

長崎市内には、道路狭隘な地域が点在していますが、このような道路狭隘な住宅密集地におきましては、消防車(幅2.5m)や救急車(幅2.4m)の進入が難しいため、災害等の現場に一番近い、幅員のある市道に車両を停車し、迅速な活動につなげることとしております。また、地域の実情に応じた消防計画を事前に作成し、火災発生時には消防車両を増隊しております。

なお、ご要望の路線において電柱が移設された場合、道路幅により消防団の小型車両(幅 1.8m)の進入は、これまでよりも容易となります。車両幅を除いたスペースでは、十分な活動に至らない恐れがありますので、今後、皆様のお話を聞きしながら、地域の実情を把握し、どのような対応が適切なのか十分に検討してまいりたいと考えております。

回答票
No. 9

式見
地区

【担当部課名】

土木部 土木総務課

要
望
内
容

【団体名】 式見町下浜自治会

【件 名】 向が丘市道付近の市有地の管理について

式見ダム建設に伴う取り付け道路に、市有地の存在が数ヵ所あります。市民大清掃・地域での大清掃（作道）に、除草作業などの加重負担から近年では手つかずの、荒れ地的な状況が顕在化しています。
【概 要】 年1回の路側帯からの除草業者も、市有地へは手を伸ばしてくれません。昨年は、取り付け道路の街灯周辺の樹木の林立が、照射を遮り子ども歩行者の安全確保の面から、地権者の了解のもと2トントラック2台の処分を行いました。市の予算にも限りは有りましょうが、現地の確認と対応を恒常的にして頂きますことを切望します。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 紛 旋 6 その他 ()

【回答】

ご要望の路線の除草については、毎年委託にて実施しておりますが、道路部分のみの委託であるため、道路の区域内にある樹木の伐採や、周囲の市有地について対応しておりません。

しかしながら、長崎市が管理する市道や周辺地における樹木等が、交通安全上支障となる場合には、現場の状況を見ながら、伐採などの対応をしている状況です。

また、同様の事例については、多くの声をいただいていることから、地域の声を聴きながら、順次対応を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。